版權所有

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第參拾貳號

明治二十三年十二月發兌

大日本監獄協會

●會告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せさる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿三年十一月二十九日印刷
明治廿三年十一月三十日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尚
印刷人　東京本所區外手町十一番地寄留　寺井宗平
發行所　東京牛込區北町拾五番地　大日本監獄協會事務所

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ奬勵スル事

五　懸賞文ヲ募ル事

六　監獄ニ關スル雜誌、書籍、圖書ヲ出版スル事

七　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

八　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

九　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十　萬國監獄公會、萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信、往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ每月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究、講義、講談、討論、談話等ヲ擧行スヘシ

第五條　本會ノ雜誌ハ每月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

一　雜誌ニ揭載スル事項ハ左ノ如シ

二　本會ノ事業ニ關スル事

三　監獄學并ニ獄務法令

四　監獄ニ關スル事

五　衛生ニ關スル事

六　統計ニ關スル事

七　會員ノ通信又ハ寄書

第六條　本會記事

第七條　推薦員

一　名譽會員

二　特別會員

三　維持會員

四　正員

五　推薦員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會雜誌購讀ノ義務アルモノトス

第八條　推薦員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰舉スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

會長

副會長

庶務局長

調査局長

主幹

庶務委員

調査委員

議員

特別調査委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ每年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　役員ハ總テ名譽職トス

第十二條　總會ハ每年四月ニ之ヲ開ク

第十三條　維持會員ハ每月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ

第十四條　撰舉ハ總テ維持會員之ヲ行フ

明治廿三年七月十二日改正

第參拾二號目次

○加入人名……一

○二　官報　件……二

○問答……二

○監獄則施行細則問答……二

○譯　譯

露國萬國監獄議會第二部

○第三問の答……正員加地鈔太郎九

○犯人生理學より本くの改正……正員野村泰亨一五

○獄事通纂……正員佐野尚二一

○歐米諸國刑則減縮法……正員久野三吾二四

○獨逸國放免女囚保護委員報告（千八百八十及八十一年間）……正員佐野尚二五

○米國監獄法（第廿一号續）……正員武田英一三三

○二　監獄官練習　件……三八

○通　信

○在米正員下田菊太郎氏の通信……四一

○看守精勤證書授與……高知縣監獄署四五

○看守教習……正員松田五百吉四六

○寄　書

○出獄人保護事業より就て……正員田代貞固四六

○五　本會記事　件……四八

大日本監獄協會雜誌第三十二號

明治廿三年十二月

○

○本年十一月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

兵庫縣　齊藤十次郎君　吉松利寶君　齊藤利衛君
愛知縣　松永正素君
鹿兒嶋縣　前田勇藏君　牛田貞狀君　山下秀雄君
宮崎縣　白土種實君
福島縣　坂垣重知君　近藤貞起君　近藤知君
太田資孝君　田中善右太君　金子森彌君
村田利隆君　齊藤常輔君
香川縣　三木乙吉君
北海道廳　小田助四郎君　沖林之助君
山口縣　玉井龜六君
新潟縣　河村鎌三郎君　市嶋万吉君

官報

自明治二十三年十一月十八日
至明治二十三年十二月十五日

●辭令

補名古屋衛戍監獄長　陸軍歩兵大尉　川井守一
任沖繩縣典獄敘奏任官六等　沖繩縣監獄書記　奥川恭安
任茨城縣典獄敘奏任官六等　茨城縣監獄書記正八位　酒泉温忠
北海道函館監獄署會計主務官申付　北海道廳書記　佐藤茂登枝
東京集治監會計主務官申付　東京集治監書記　關長庸
監獄官練習所に於て本邦監獄法講義囑託ニ付爲手當一箇月金四十圓給與ノ處自今之ヲ給セス　非職元老院議官　小原重哉

●雜事

在監人移送　鹿兒島縣水引監獄支署廢止ニ附キ刑事被告人ハ隈之城警察署ヘ拘禁シ因人及別房留置人ハ十一月十七日監獄署ヘ移送セリ

問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否を保するまと能はさるは勿論尚ほ不充分のまと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有

せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんまとを希望す　編者白

第六十五條　監房常置ノ器具左ノ如シ(以下省略)

問　本條に飲器とあるは椀の如き水呑器なるへし果して然らは之を以て貯水器の水を汲まさるを得さるへきも斯くなすときは殘水不潔となるの恐れあり就ては龍頭を以て貯水器より椀に水を受るを得るか如き結搆あれは格別否ふさる所に於ては柄杓を監房に常置するの必要あるへく又洗手盆其他の清潔を保たんとせは所謂雜巾なるものを常置をするの必要もあるへし如何

答　貯水器にねじ口等の設備なき所に於ては柄杓を常置するまと必要と思考す蓋し本條に柄杓を掲けられさるものは貯水器にはねじ口等の設備あるへきものと認められたるに由るか又雜巾なきも各在監人には手巾を貸與せらるゝを以て實際洗手盆等を清潔ならしむるに差閊なかるへきかなれとも各自所持する手巾は夫々の所用あるものなれは常置器具其他房内の清潔を保つ上に於て雜巾を各監房に常置するまと必要なりと思考す而して之を常置するも實理上毫も妨けなかるへしと信す何となれは本條は常置の器具を限定せられたる

ものにして雜巾の如きは器具として見るへからさるをと勿論なれはなり

問　貯水器を監房格子外に裝置する所往々之れありと聞く右は差閊なきをとなるや

答　正しく本條を解せは貯水器は監房内に置くへきものにして房外に置くへからさるをと勿論とす

問　常置の器具は各一個に限るものなるや

答　然り本條の主旨は各一個に限定せられたるものと信す然るに或は數個の桶（貯水器か數個の盥（洗手盆か）雜然として房内に併列する所なきにあらすと聞く亦是監獄の一不体裁

第六十六條　監獄ハ常ニ清掃シ不潔ナラシメサルヲ要ス

監獄内ノ厠圂竝ニ廁ハ度數ヲ定メテ掃除シ常ニ清潔ナラシムヘシ

問　監房外は掃除夫たる囚人を役して清掃せしむへきは勿論なれとも監房内は如何に掃除の方法を定むへきや殊に刑事被告人の監房の如きは其清掃の責

任を連帶と定むへきや如何

答　囚人の監房は其在房者をして日々交番房内の掃除を擔當せしめ其責任者を明かにし若し不潔なるときは其責任者を懲罰するをと定めは能く房内の清潔を保つをとを得へし刑事被告人の監房掃除も亦交番を定めて之を爲さしむるを要す但し刑事被告人の監房に至ては交番を定め置きても往々新入の者にのみ掃除を負擔せしむる弊なきにあらさるを以て監守者は特に其掃除交番の公平に行はるゝ樣注意せさるへからす是れ些々たるをとの如くなれとも決して輕視すへきにあらさるなり

問　圂圂竝に便器の掃除は其度數を規定せさるを得さるへし其度數は幾何にして可なるや

答　一日一回清掃すれは可なるへし尤も多數の刑事被告人を拘禁する監房に於ては一日二回爲すへきの必要もあるへし要するに本條に於て特に度數を定めと規定せられたるは十日に一回一月に一回にても度數さへ定むれば乃ち可なりとの精神にあらさるをと勿論なれは一日に一回以上は是非清掃すへきも

のと思考す

第六十八條　刑事被告人及定役ニ服セサル囚人ハ毎日一時間以内監房外ニ於テ運動ヲ許ス

問　運動の際人員の別ち方は如何にするを可とすべきや

答　一房つゝ運動せしむるを可とす若し已むを得す一房つゝ運動せしめ難き場合に於ては各在監人の間に一尋の距離を置くを要すへし尤も各一房を一組として運動せしむるを得るに於ては此の如き間隙を置くの必要なかるへし

問　一時間以内とあるを見れは僅かの時間にても可なるものなるや

答　本條に一時間以内と規定せられしは必すしも一時間と限るに於ては戒護吏等の都合もありて實際困難の場合あるへきを慮りて斯く定められたるものと信すれば一時間きてを許すへきまと本條の精神に適ふものなるへん就ては當局者は成るへく制限内即一時間の運動を許すを要す蓋し實際の有樣を見れば（將來は兎も角目下未決入監頗る長きに渉るものあれは之に多くの運動を許さゝるときは其苦痛却て一定役に服する囚徒に勝り遂に身体に其害を及ぼすおそ

無きを保せす思はすんはあるへからす殊に注意すへきは午前に於て三十分時の運動を許し又午後に於て三十分時を之を許すか如く其運動をして衛生上充分の効果あらしむるに在り

問　雨天のときも必す運動せしむへきものなるや如何

答　本條に毎日一時間以内監房外に於て運動を許すとあれは刑事被告人たり不就役囚たる者は毎日必す監房外に於て運動するおとを許さるへきものとす雨雪の爲め運動の自由を當然失ふへきの筈あるおとなし聞く某監獄の如きは運動場に相當の屋根を設け置き雨雪の節たりとも必す之を爲さしむと又聞く東北降雪多き地方に於ては概して皆然りと之に由て是を觀れは當局者の注意決して某監獄のみに限らさるへし本條の解釋固より斯の如くなるへく實地亦然りとせは雨天と雖も運動せしめさるを得さるおと勿論ならん但し運動は必すしも屋外のみに限らさるおと固よりなり若し夫れ瓦塞積雪の地に在て積雪中は運動を許さすとせは其刑事被告人不就役囚の不幸亦思ふへきなり且つ夫れ雨雪の際に空工場（アキ）あれは之を利用して運動せしむるも亦可ならすや

第六十九條（本文省略）

問　衣類臥具等熱湯を用ひて濯ひ又は大氣に暴す等のおとは各在監人をして之を爲さしむへきものなるや

答　囚人に付ては服役時間外各自に之を爲さしむるおと至當なるへし然れとも千を以て數ふるの多囚をして一々各自に之を爲さしむるときは其繁雜に堪へさるへきを以て斯の如き所に在ては一の役として之を爲さしむるも妨けなかるへしと思考す刑事被告人に付ては監獄に於て之を爲すの外道なかるへし

問　洗濯は女囚の作業としてのみ規定あり然るに上に云ふ如き大監獄の如き若くは集治監の如き男囚のみを拘禁する所にあつては此事を男囚の作業と爲さゝるを得さるおとなるへし而かも尚ほ之を爲さしむるを得へきや

答　洗濯の業は監獄の清潔を保つ上に於て必要なるおとなれは右の如き場合には特に男囚の役として此作業を設けさるを得さるおとゝ考ふ尤も規定外の作業なれは内務大臣の認可を經へきものならんか或は云ふ本業の如きは掃除中の一部として之を見るも亦不可なかるへしと此說亦一理なきにあらさるか

か如し

第七十條　入浴ノ定度ハ毎年六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一次以上十月ヨリ五月マテハ十日毎ニ一次以上トス

問　舊監獄則第七十二條に於て浴湯の定度は五日毎に一次若くは十日毎に一次とありしを本條に於ては五日毎に一次以上十日毎に一次以上と恰も反對に規定せられたり斯くまで反對の規定を必要とせられたる理由如何

答　歐米に在ては浴湯の度數甚た僅かなり是れ習慣上然らしむるとおろなれとも本邦に於ては下等社會と雖も日々入浴する慣習あるのみならす監獄の役業は隨分不潔なるもの多けれは實際に於ては日々浴湯を許るさゝるを得さる有樣なりとす因て舊監獄則の規定は實地大に差支を來したるのみならす到底行はれ難きものなりし故に實地の便を謀り本條の如く改定せられたり是れ亦監獄則改正上一の著るしき點と見做すへきものなり

飜譯

○露國萬國監獄會議第二部第三問の答

正員　加地釣太郎譯

監獄の規律を害せすして囚徒に施し得へき奬勵の方法い如何、殊に如何なる度合まて自由に其工錢を使用するおとを得せしむへきか

唖馬國ブリッスレスリール監獄典獄アムニッベール氏答

夫れ監獄の規律は確固不抜の精神に依り之を保持せさるへからす、規律は偏り囚徒をして獄則に服從せしむるに止らす尚ほ其遷善改悛を目的とする事業即ち工役、教育及宗教と相伴はさるへからす規律は單に囚徒をして恐怖心を起さしめ在監中絶に獄則に服從せしむるか如きは未た以て足れりとせす尚ほ囚徒をして出獄の後まても法律に服從するの念を發起せしめさる可からさるなり、抑も規律の目的たるや囚徒をして正道（ジュスナース）の何物たるを知覺せしむるに在り、故に規律は正道其物の生き寫しならさるへからす、而して正道に賞と罰との二面あるか如く監獄の規律も亦此賞と罰とを兼ねさるへからす、是れ監獄に於て奬勵の道を行ふおとを許されたるのみならす又完全なる獄制を布かんと欲せは奬勵の必要缺くへからさる所以なり

右の趣旨に基き奬勵を行ふ第一の要件は奬勵すへき囚徒か奬勵の價値あるを要す、其奬勵の價値あるや否やを決するには各囚の一身（アンヂビジュ）に就て之を檢定せさるへからす、若し囚徒の善行は全く其本心に出てたるおとを確めたるときは適當の時日を以て之を試みたる後之を褒賞すへし、復犯者に至りては其善行の本心に出てたるや否やを檢する時日は普通囚徒より長きを要するや論を俟たす、凡そ次回の褒賞を行ふには又適當なる時日を隔つるを必要とす、而して賞を行ふには增進の法に由らさるへからす、蓋し人間の地位を進め賞典の階級を設け毎に善行ある者は順次其等級を增進そるは實に人生天然の必要及性情に應し最も實際に適したるものと謂ふへし、故に囚徒の在監期限を分て數期と爲し、毎期に等を立て賞を定め以て最下級より漸次昇進するの方法を設くるは甚た緊要の事なるへし、願ふに此法は合房囚徒の爲めに最利益あるへし何となれは各級にある囚徒の間に不正の意望を制し不義の交通を絶つおとを得へければなり、併し此法は又分房囚徒にも適用し得へきや言を俟たす、現に我唖馬國の分房監獄に於ては千八百六十六年以

來四級賞與法を施行せり

斯の如く各級毎に其賞を設け囚徒を之に分配するに付ては多少の特例を設けさるへからす即ち品行特に善良なる囚徒は亦之を殊遇するの途なかるへからす例へは一定の最高額を定め置きて速に昇級せしむるか如き又工錢の額を增給するか如き是れなり但し此增給したる工錢は出獄の時まて之を貯蓄せしむへきなり抑も賞與なるものは囚徒をして已れの精勵より得たる恩典と心得しむるをと必要なり故に賞與の方法は囚徒狀態即ち自由の剝奪、獄內の規則等に適合せさるへからす又刑の目的に背反するをとあるへからす況んや刑の感覺を薄弱にし、囚人の心神を敗頽し刑の感化力を減殺すへからさるに於てをや又刑の目的を直接に幇助をる積極的の條項を以て賞與法と爲すへからさるなり

以上の原則たる之を實行し得へからさるにあらすと雖とも其詳細の問題に立入るときは幾多の困難あるを免れす例へは賞與は之を恩典と看做すへきや否やの問題の如き又賞與の方法に付ても各國の民情風土慣習等の差異刑罰の種類分房制と合房制との區別並に囚徒各人の性情等に依り之を定めさるへからさるか如

き其他一々枚擧に遑あらさるなり

是故に各國何れの監獄にも均一に施行し得へき賞與方法を悉皆列擧するをとは殆と能はさる所なり由て本論に於ては從來異說百出せる二三の問題に付余か意見を述へ而して後に何れの監獄に於ても採用するをとを得へしと思惟する賞與の重もなるものを揭くるをとゝすへし

夫れ特赦減刑又は假出獄は囚徒に取りて最大の恩典なり然れとも此事たる監獄の規律上より附與するものにあらすして寧ろ規律の外に倘は數多の理由の存するあつて然るなり、故に特赦權を正當に適用するの問題は本論の外なりと知るへし

賞與の方法を撰定をるに付直に生する重要なる問題は抑も監獄は囚徒の行狀如何に拘らす必らす之に給與せさるへからさるものは如何なる種類の物なりやと云ふに在り或る監獄に於ては所謂生活の必要物即ち場所（アスペース）、日光、空氣、休息、食料、衣服、温暖等を給するをと不充分なるを以て其不足する所の分量を囚徒の善行に對をる賞與として增給すへしとの主義を取れり加之是等の必要物は曾に其必要丈け

之を增給そるのみならす尙は囚徒の自力に依り必要の分量より多くの分量と平常給與するものより優りたる性質のものとを得せしむるおとを許せり然れとも余は此方法を以て條理に戻るものと爲すなり何そや蓋し第一法即ち囚徒に給する必要物を不充分にし囚徒をして自ら之を補足せしむるの方法は囚徒の生命健康を害するの恐れあるものなれは監獄の醫師たるものは必らす之か豫防を爲さゝるを得す果して然らは許多の例外を設くるに至り折角の方法も實効を收むること遂なかるへし又第二法即ち囚徒の生命健康を保持するに必要なる需用より多くの分量を得せしむるおとを囚徒に許すの方法は刑罰の感覺を減弱すへからす刑の實効を減殺すへからすとの原則に背反するものなりとす是故に卑見に由れは正當なる給與方法は一方に於ては囚徒に給するに其生命健康を保持するに必要缺くへからさる丈の必要物を以てし又一方に於ては其必要外に之を得るおとを禁せさるへからす而して其給與すへき必要物の分量を定むるには生理學及衛生學の指示教導する所に從ふの外なきなり

余の管理する獄舍に於ては近年まて囚徒に不充分なる食料を給與し囚徒は自ら

食品を購求して以て其不足を補ひ來りたりしか千八百八十八年四月一日食料給與規則を改正して以て囚徒に十分なる食料を給與し囚徒自ら之を購求するおとを禁したるに大に好結果を呈し囚徒の衛生は未た曾て有らさる良況を見はし監獄の費用は從來不充分なる食料と之か爲め醫師より命して給與せる補足食料との費用に比して大に減少したるのみならす其他囚徒は其工錢を徒費そるおとなくして出獄の時まて之を貯蓄するの利益を得たり (未完)

○犯人生理學に本くの改正 (千八百八十九年六月出版の佛國監獄協會雜誌より譯出)

佛國エークス控訴院評定官 ルイー、プロアル氏述
正員 野村泰亨譯

凡そ一國の立法官たる者は皆今日に至る迄犯罪を目して有心故造の行爲と爲し其主謀者をして道義上其責に任せしむ是を以て犯罪人は上古より唯人に害を加へたるか爲めに責罰を蒙るのみならす刑法又其過ちを爲したるが爲めに刑せられたるなり道徳而して罪罰に當るに非れは罰を受くること無かりき故に古聖モイーズは法官に諭して云く刑人の罪笞杖に當るに非れは之を笞杖に論當す可らすと

又支那の古書に言へるあり云く知らずして行ふたるの過は大と小とを問はずして之を恕すへく識て行ふたるの過は微なるか如しと雖も咎其身に加ふへしと往古埃及の法學者は又犯罪を視て志氣敗頽して自ら善德に赴く能はさるの致す所と爲し以て之に罰を加へり蓋し犯罪人たる者は皆躬親ら一身の主宰と爲りて其事を決したる者にして夫の特に惡に就きて善を避くる時は亦道德上其責に任すへきなり凡そ何の國を問はす其法律は咸な之を以て罪惡上責任の本原と爲さすんはあらす夫れ人間の体質其機能の構造、建全病羸、男女、風土、皆其人の行爲に相異なるの大影響を及ほさゝるを得す立法家たる者も亦固より此理あるを知らすんはあらそ然れとも彼の意以爲らく此の如き心外の影響は皆先つ其人の心の自由を泯滅せしむへきにあらす乃ち夫の精神病の其人を以て無責任と爲す時の外刑罰適行に際し法官の或は留意するを得へき酌量輕減を施すの情實たるに過きすと理ありと謂ふ可きなり

立法官は前述の如く虛靈派を遵奉し所謂自由の心ありとする本義を確信すと雖も亦獨逸伊太利英吉利佛蘭西に於て一新說の勃興するあるを見る此新說を奉す

る者は吾人々類の天性を解釋するに唯た肉身上よりし爲めに犯罪の原因を肢体の構造に求め而して犯罪の責と心の自由とを別つへきを主唱せり其意を推して考ふれは犯罪は肢体に病患を釀したるに起因し而も其心の自由に依りて發したるにあらさるなり

伊太利の學士ロンブロソ氏はフェリガロフォロ両氏の翼賛を得て大に此新說を主張せり於是犯人生理學派はロンブロソ氏の說に本き英のダルウィン派の主說を以て刑法上に適用し罪惡を行ふ者を以て未た全く進化せさるの劣等動物と爲し而も心の責任を斥けて自然淘汰の主義を採れり即ち凡そ罪を犯す者を罰するや蓋し自ら罪を犯さんとするの心ありて之を行ふか爲めにあらすして其善良の優等動物に害を加ふるか爲めに之を其會社より斥くるなり其意以爲らく所謂犯罪なる者は優等性の往古の劣等性に復歸するの効果にして刑罰は劣等性の人類を淘汰するの手段なりと故に犯罪人は腦蓋構造の不完全なるか爲めに全く道官（サンス・モラール）を具へさる太初鴻荒の蠻民たるに外ならす所謂道官とは即ち事理の感觸して快なるものを善とし然らさるものを惡と爲すの機能にして其作用は猶は虛靈派の道心よ

於けるか如き者なり顧ふに犯罪人なる者は太初無知蒙昧の人性に復し甚きは其始祖たる劣等動物に再變し即ち心の自由なくして克己の力に乏き不具不完の動物たるに過きす故に社會は假貸する所無く之を陶汰し排斥し驅除するの權あるなり

所謂犯罪を目して優等性の上古の劣等性に復歸する者なりと云ふの說は予の前に既に其事實に牴牾する所ある所以を證明したり特に之を揭論するを須いんや故に今は此詭詭の說を以て刑法上に適用して危害甚た多き所以を詳記せんと欲す顧ふに此說に本く時は罪を犯すものをして爾來羞耻の心を存せしめさるに至る今先つ須ふく之を此に留目せしめさるへからす若し犯人を以て病患に罹るなり支體具はらさるなりとする時は業に既に有罪人たふさるなり犯人生理學派は固より其本義に擅着せさるか故に曾て斷言して云く須らく犯人の爲めに其犯罪の大醜辱たるを雪除せさるへかふすと其意以爲ふく罪を犯す本と吾か心の致す所にあらすして而も肉体機關の具らさる所あるに由れるなりと彼の此言を作すも亦或は理無きにあふす彼の學派の今犯罪の大醜辱たるを雪除せんとするは其

情或は高雅なり堪忍大度なり清淨無垢なり仁恤の尤も至れる者あふん然れとも人を殺し財賄を掠めし殘賊をして內に自ふ發する刑罰畏懼の念無かふしむるも將た何の世に稗益する所あふんや適ふ以て社會に毒害を流すに足らん若し果して彼の言の如く罪惡を犯して後羞耻之に隨生する無からしめんか則ち責罰を恐るゝの念中心存するあるも以て其人の邪念惡心の萌芽を抑制して以て其暴行を禁遏するに足れりと惟へる乎否な決して然らす罪を犯して羞耻の心之に隨はさる時は中心刑責を恐るゝ邪念勃興して橫慕殘害爲さゝる無きのみ何物か能く之を禁せん一國の政府は縱令ひ大に勢力を張るも善く社會の秩序を維持せんには國民の輿論公意に據らさるを得す而して國民の輿論公意既に罪惡を汚辱と爲さゝる時は彼れ大勢力を持するあるも何そ能く之を遏止せんや巡査憲兵は固より公安を維持するに與かりて大に力ある者なり其國家保護の爲めに忠誠なるや社會の厚俸巨賞も未た以て其厚恩大德に報ゆるに足ふす夫れ人々罪を犯し裁判宣告を受けて後羞耻の心を生し爲めに爾來其心の自然其人をして惡を爲さしめさるや猶ほ其刑罰を畏懼するの念と並に以て異なる無し而して此心と此念との

能く汚行を制して秩序を全ふするの効や實に憲兵巡査の上にあるは宜く銘記して忘れさるへし是を以て未た曾て罪名を蒙ふさるの人にして一たび螺綯の辱を受け名譽の位階より墮落する時は既に其令聞を傷害し其名分を瀆冒す雷に然るのみならす又鄉黨群朋の己れを蔑視するを疑はさるを得す乃ち其意中の煩悶を致すや之を監禁幽囚せふれたるに比すれは更に甚き者あふん若し夫れ再犯人の屢々罪を犯して憚ふさる所以の者は他無し習性と爲り漸く公衆の誹謗を以て念とせさるに至るへけれはなり然るに學士ロンブロゾ氏は罪惡の醜辱なふさる所以を辨明せんか爲めに言へるあり云く裁判官と雖も刑人をして其罪惡を醜辱とするの情を存せしむるを以て利ありとせすと奚そ是れ誤れるの甚しきや夫れ裁判官なる者は固より輿論により又裁判宣告により犯罪に道德上の汚辱を加ふるを不可とする者にあらすして而も加辱の刑の結果に依り公權剝奪を生せしむるを不可とそするなり蓋し罪を犯して後羞耻の心を抱さる時は邪念暴發して底止そる所無かふん所謂輿論により又裁判宣告により犯罪に道德上の汚辱を加ふるは即ち其人をして中心之を羞耻せしむる者なり（未完）

○獄事雜纂

正員　佐野尙譯纂

○瑞典監獄の美味　瑞典ウエルムランス、マランス、ダレカルリー及北方の諸郡に住する者は政府より受刑人に給する所の食料を羨望す是れ其故なきにあらす何となれは徒刑の期滿ちたる一囚徒出監の後其典獄に向て深く良好の食料を給せられたるを謝し且つ言て曰く四月間分房監獄に於て給せられたる食料は滋養に適し且つ美味たるおと多年間之を食するを得さりしものなりと

○出獄人の貯金　出獄人の貯金は之を餘人の手に托し彼の爲め有益の事に使用せしむるに於ては將來生業を得せしむるの利用あるへしと雖も之を其自由に放任する時は會々以て罪業を爲さしむるを得るなり是故に此貯蓄金額は英國に於ては政府認可の慈善會に之を委托す凡そ何れの場合を問はす此金額は放免後特に出獄人を給助すへき時期に用ふへし何となれは此時期は彼をして常に生計の道を得せしむるに甚た困難なる時なればなり英國の慈善會は往々此貯金を用ひ出獄人を利して英國殖民の策を容易ならしむニユヽカーラルに於ても亦此の如き慈善會を設け時宜に依り出獄人を助け外國に移住せしむ

○瑞典王の著書　瑞典王オスカル第一世は刑罰及監獄論と題し人をして深思熟考せしむるに足るべきの書を著はしたり其以來分房制雜居制等の結果如何に關し大に歐洲人の意志を變せしめたり

○アイルランド法始ての施行　アイルランド法は千八百五十四年始めて施行せらる

○監獄教誨師に必要なる資格　第一、一切の艱苦に堪ふるなり第二、擧止高雅に性質温厚にして人の親み易く囚徒の心を得て之か信用と尊敬とを受るの特性なかるへからす政府は是等の特性あるの人を求め之をして此の如き勤務に服せしめんには厚く其効勞に酬ゆへし政府之か爲めに費やす所のものは決して無益にあらす却て利する所多し又教誨師受持の囚徒は人員を限るを要すとはオスカル第一世の說

○アイルランド監獄教誨師オルガン氏　オルガン氏は監獄教誨師に適應する非常の良師とす氏は先にスミスフイルド及リスク監獄に在て其囚徒と起居を共にし閑暇の時に於ては囚徒と道德上の談話を爲し英國史若くは萬國の歷史中最善

の人の志想及行爲に係る美事を詳說し囚徒の感染し易き適例を示し以て自ら此志想及行爲を其身に施すを例とせり加之囚徒の罪質に付き其相違する所を考究し各囚徒出獄の後正當の業務に從事し得へきの道を說明せり千八百六十九年に氏の長逝するや其恩德に感し已に放免せられたる當時の囚徒數百名の爲めに深く哀悼せられたり其囚徒の氏を見るや實に親友の如く又異の救恤者の如き思を爲したりと

○出獄人監察官　アイルランドに於ては政府は必す出獄人を監察せるを要すと云へる原則に從ひ出獄人の爲めに警察官にあらすして全く之と關係なき特別の監察官を設置す此方法は常に良結果を生せり前項オルガン氏の如きも亦此出獄人の監察官に任せられたり

○シヤルヽルカー氏の幼年囚耕耘說　シヤルヽルカー氏は少年囚の心を匡正せんには嚴密の監視を以て農業に服せしむるを最良策とせり何となれは少年囚常に野外にある時は體格を强壯にし又一定の順序を取り業務に從事する時は漸々己れの義務を盡すへきを知り且つ終に業務を愛し一定の生活を爲すの習慣を

得れはなり而して其體格を健全強壯ならしむるを以て精神をも活潑ならしむへし蓋し野外に於て各自の業務に從事し体力を發達するや之を工場内に於て業務を執らしむるに比すれは更に大なりとす且つ其れをして反省力を發與し其已れの義務を盡さの念を興起せしむるおと工場内の業務の遠く及ふ所にあらす原野の作業は外部の情況に依り此作用あるなり所謂外部の情況とは陰晴風雨霜露等の謂なり故に天然の力と之か効果とを觀察し早く其志念を萬物の主宰に及ほし以て其德の優渥なるに感するに至るへし

○歐米諸國刑期減縮法　正員　久野三吾譯

北米合衆國　減刑令（コムミュテーション、ロー）と稱する法律を以て刑期を減す

紐約州の該令に依れは各囚か品行及ひ勤勉に由て得る所の刑期縮減は最初の三年間は月おとに五日、四年目より十年目迄は月おとに七日半十年目より以後は月おとに十日とす故に十年刑のものは二年三ケ月二十年刑のものは五年五ケ月（即ち全刑期の四分の一以上）を減せらるゝ割合なり（而して他の諸州の法も概ね之に同しと云ふ）

英國　品行方正及ひ勤勉なる男囚は其刑期の四分の一迄及ひ女囚は三分の一迄を減せらるゝおとを得

魯西亞　苦役刑のもの而已其刑期を減せらるゝおとあり

瑞典　終身刑のもの十年間品行方正及ひ勤勉なれは之を赦免す其他に刑期を減するおとなし

メキシコ　刑期二年以上のもの品行方正及ひ勤勉にして其半を經過せし時は殘餘の時限は約束を以て放免す之を假出獄と稱す

澳地利　刑期の大半を經過し品行方正及ひ勤勉の證あるものは係り官赦免のおとを帝に上奏す（白耳儀諾威蘭は之に同し）

○獨逸國放免女囚保護委員報告（千八百八十及八百八十一年間）　佛國監獄協會雜誌抄譯　正員　佐野尚譯

放免女囚救濟會は千八百八十年及ひ千八百八十一年間に於きても亦從前の方法に從ひ其事務を擧行せり而して其結果は完全なりと云へかゝさるも右年間本會の救助を乞ふたる放免女囚徒の數は之れを前年に比すれは甚た多かゝすとす此

等の女囚徒は皆な他地方の監獄即ちルッカウの懲治監及ひストラウスヘルクフレンツラウルンメルスヘルク等の監獄より放免せられ此の地に其住所を有する者にして就中ルンメルスヘルクよりせる者其過半を占む本會の救助を乞ふたる女囚の總計は千八百八十年に於きては六十六人千八百八十一年に於きては七十五人なり今左に其概畧を示す

監獄	千八百八十年	千八百八十一年
ルンメルスフルク	四十五人	五十二人
ルッカウ	十人	十二人
ストラスルヒ	七人	八人
フレンツラウ	三人	一人
其他監獄	一人	二人
總計	六十六人	七十五人

救濟の方法は各囚徒其特別なる事情に從ひ之れを異にせさるへからさるは勿論なり即ち幼年の女囚にして尚は其父母在るものは本會は之れを保護して再ひ其

の父母の家に歸らしむるを以て常則とす又此父母にして他の地方に住居する時は之れを其の家に歸らしめて大都會の惡習に染ましむるおそれなからしむ而して本會の此等の女囚を救濟するの方法に就きては先つ之れに旅費を給與し且つ其の出立を監督するを以て最も多しとす如何となれは本人は勿論其父母に於ても亦必要なる旅費を支出するの資力なければなり此の方法は何れの場合と雖も必すしも失敗なきにしもあらす現に一人の女囚は其望みに由りて之れを其同胞の所在なるケーニッヒスヘルヒに送致する爲めフロンヘルヒステは下等の通行切手を其他の旅程に就きては己むを得す現金を以て船賃を給與せしか此の女囚は一道中に於きて之れを酒食の用に共し爲めに數日間フロンヘルヒに滯在せり其の後遂に一慈善家の助力を得てケーニッヒスヘルヒに歸るおそを得たれとも其同胞も亦之を如何ともするおそ能はす其衣食を得るに適當なる地位なきを以て更にハンフルヒなる一の親族に倚らんと決せり此の時にも亦本會は只たベルリン迄の旅費切手を附與し其餘の旅程に對するものゝみ金錢を給與し且は其出立を監督せさるを得さるに至れり此の囚徒かハンフルヒに着したるの後は果して正

道に歸せしか否や未た聞く所なし故に幼年女囚徒に旅費を給與するは必すしも失敗なきにあらすと雖も其利もなきにあらさるを信す而して本會か此兩年間に於きて幼年の女囚を其父母親戚に送附せる者其數四十有二人の多きに及へり幼年の女囚徒にして依るへきの父母親戚なく且つ久しく其の教導を爲し得へきものは本會は好んて之れを改良すへき救濟所に置く然るに是れ亦本會の希望を空ふしたる場合甚た少しとせを盖し充分に此等の幼囚を敎化して其好結果を得んとするには少くとも二ヶ年間之れを救濟所に留めさるへからすと雖も此長日月を此の場所に留むること實に困難なる場合甚た多しとす然れとも充分なる敎化は先つ其の衣食を得るの道を得たるものにあらされは決して之を行はす而して此の場合に於きては從前は只た一ケの女工場あり前年幷本年とも進んて放免女囚徒の衣食を得るの道を得せしめたれとも人員已に滿ちて又た餘地を存せす幸にしてラインニッケドルフに同種の工場の新設あり本會は放免女囚徒を此場に送うて其の衣食を得せしむるの道を得たり

放免せられたる女囚徒は救濟所内に留らすして直に奉公に從事せんことを欲す

る者多し故に其の職に適したるものと認むる時は其願を達せしむ而して此の種の救濟を用ゆるは懲役場より出たる女囚を以て最も多しとするか故に其の己に監内にて敎化せられたる勞働の習慣の未た去らさるに際して速に適當の地位を得せしむるを以て甚た必要とす此の兩年間に於きては三十八人の囚徒を職業に就かしめ十一人の囚徒は之れを他方に送りたり

成年の女囚徒を救濟するの方法は幼囚と稍々其の趣を異にす此の囚徒は奉公に適せされとも幸にして在監中に多少熱練を要する職業設令へは裁縫等に慣れたる者多きか故に只之れに得意を與ふれは即ち足れりとす然れとも廣大なる事業に從事したる囚徒は甚た良結果なし是れ此等の大事業は其の完備に一定の期限あるか故なり

出獄後宿泊すへき家屋なき囚徒は之れを救濟所に置く千八百八十年間には其の數三十九人にして千八百八十一年には四十二人なり此等の囚徒は其の放免當日には更に衣食を得へき金錢なきものなれは本委員は之れに一時の宿泊を爲さしめ必要の道具及ひ巳むを得さる場合に於きては宿料を與へて救濟の法を施す而

して此種の救濟方法の爲めには千八百八十年に於きて三百「マルク」千八百八十一年に於きて四百六十八「マルク」を費やせり然れとも現金は決して之れを囚徒に付與せす本會員物品の購求及支拂に任す

本會の爲したる事業其の範圍尚狹少なりと雖も亦其利益なきにあらす即ち此の兩年間に於きても改良の効最も著しくして放免後已に二ケ年間自立して能く其の業に從ひ遂に本局に請ふて賞與金を下附せる者ありたり而して又尚茲に賀すへきは本委員の發議に由り賞與金の給付を本局に請求したるの婦女にして再ひ罪犯に陷りたる者此の十年間の久しき絶へて一人を見さるの一事なり蓋し天に在すの眞神本會の事業をして其成効を爲さしむるのみ

委員　ブッセ　識ス

ヘンニッヒ女　クイリアウメ女　モルゲンステルン女　オミアンデル女　カロリチ女　アフレル女　ブッセ女　ミケユリス女

獨國「カトリッキ」教派放免囚救濟委員報告（千八百八十年及千八百八十一年

カトリッキ宗放免囚徒の救濟に從事する二十四人の委員は千八百八十年及千八百八十一年の兩年間に於きて三十九人の囚徒を救濟せり內四人は再ひ罪惡に陷り二人は到底改良の見込なく十五人は其の行衛を知らす一人は勞働を嫌避し一人は宗教の義に背き一人は基督新教に入りたるより本委員の救濟を止め一人は其の父の願に由りて本委員の干涉を止め他の二人は良否未た判決せす而して殘餘の十四人は本委員を滿足すへき改良の効を著したり

衣食を欠き風儀の正しからさる放免女囚徒を入るへきラーテンイ街百番の寄寓所にては千八百八十年には十一人千八百八十一年には二十六人の婦女を救濟せり此等の婦女は賣婬の爲めに短期の禁錮に處せられ又は竊盜犯詐僞罪等にして此の女囚の內十五人は其承諾の上にて之れを他の救濟所に送り九人は親族に送附し二人は酒僻の爲め改良の見込なきを以て救濟を解き六人は下婢奉公に就かしめたれとも二人は暫時の後逃走し他の二人は病氣の爲めに主家を去り八人の女囚は能く本會を滿足せしむるの結果を得且つ尙滯在中の者も亦能く業務に服し婦女に適當なる事業に於きては大に後來の望あれは再ひ罪惡に陷るおそなか

るへし而して本會の救濟斯かる非常の良効を奏し得たる者は專ら女囚の救濟事務を掌りたる夫人諸氏の盡力と熱心とに其効を歸せさるを得す本會員は實に諸氏の勉勵を謝し尚ほ大に後來に盡力あらんことを望むなり就中アンナフケル夫人は卒先事に從ふたれは玆に特書すへきものなりとす而して同夫人か忍耐不撓の精神を以て時日と金錢とを顧みす大に本會の目的を實行せんことに盡力せられたるは皆人の熟知する所ならん

警視廳も亦大に本會の事業を助け本委員をして常に女監に就きて各囚と相接することを特許し且つ囚徒をして監獄より直ちに本會の女囚救濟所に入らしむるの便を得せしめたるか故に大に此等の囚徒をして外人の惡習に染むの機會を去り得たる等數多の利益を得たり是れ本會の大に該廳に謝せさるへからさる所なり

本會本局は千八百八十年に於きては二百二十五「マルク」千八百八十一年に於きては三百「マルク」の金額を本委員に下付し其の半額は男囚の救濟に他の半額は女囚の救濟に使用することを許したれとも内五十「マルク」はシエメル氏の發議に由り

毎年之れをブランデンブルヒの監獄の爲めに消費し外に十五「マルク」及び利金は此の監獄より放免せられたる囚徒救濟の用に供す

前記の金額及ひ會員より出したる金額は其の過半を寄寓所及感化院中女囚徒の救助に費やし他は一般放免囚の改良就業費及ひ適當なる職業を得せしめんか爲め他地方に送附するの費用に充てたり又囚徒の家族に其の在獄中のみ紡績器械の借り賃又は月賦を以て之れを買取り尚其の全額を拂ひ得さる者には十「マルク」つゝの金錢を救助せり

男囚の救濟に關しては本委員は其の結果を以て甚た善美なるものと云ふを得す往々本委員の失望を來したるもの少なからす然れとも放免囚徒の改良したるもの少なきにあらされは本委員の盡力敢て全く効力なしと云ふへからす

獨國カトリック教派放免囚救濟專務委員

コッハン氏シヨルフ氏クロイト氏ラプスケー氏

○米國監獄法（第二十一號の續き）

佛國　フエルナンデボルト氏述

正員　武田英一譯

米國監獄法の要旨此の如し、余の之を筆するや恰も身を證人の位地に置き、公平の心を以て其大綱を叙せんことを勉め、敢て是非の辨論を其間に加ふること無かりき、而るに今此第一章を終ふるに臨み、聊か卑見を吐露し、彼の謬妄なる原則の人を誤り易く、有情有識の士をして亦爲めに奇異なる迷霧の中に陷ゐらしむる所以を述へんとす、請ふ諸君姑く忍んで之を聽け、

余は將さに言を放つて曰はんとす、米國の監獄法は實質家の說なり、社會家の說なり、又野蠻の說なりと、彼の敬重すへき博士「ワインス」氏は深く宗教を信し、物を睹るの明あつて人を惑ひの心篤く、「シンシンナチ」の會議に於て熱心に此監獄法を祖述したる「アボートル」譯者曰く、「アボートル」とは聖門使徒の謂なり、蓋し監獄法を以て聖藝の道に比す、故に之を祖述する者を以て聖門の使徒に喩ふるなり）の一人なり故に若し氏をして之を聞かしめは、意ふに氏は大に余か言の河漢なるを驚異せらるへし、

然かと雖も余か言の實に誣いさるを奈何せん、

米國監獄學者は犯罪を以て癘癩に比す曰く、犯罪は疾病なり、其起る或は傳染の避くへからさるに因り、或は体質の玷缺有るに因る、今夫れ人の頭顱中より是の贅瘤を抽き去れよ汝は一の聖人を作るへし、聖人盜賊豈に其贅瘤に於て責任を負ふあらんやと、嗚呼是れ實質家の要訣に非すや、余今此語を引くときは人或は余を咎め「シンシンナチ」の會議に於て此語を吐く者無しと曰はん、縱令「シンシンナチ」の會議に於て此語を吐く者無しとするも、米國學者の此語を反覆唱道せしは余の往々耳にせし所なり且つ既に犯罪は疾病なりと曰ふときは、所謂實質家の要訣なる者自ら其中に在て存せりとす、

犯罪の疾病たるあと果して米國學者の說の如くなるや將さに人心の自由を如何せんとす、夫れ上帝は吾人に善惡を選擇するの自由を賜ひ、吾人は此自由を有するか爲めに責任を有する者なり、而るに今米國學者は此人心の自由を抛棄して顧みさらんとす、然らは則ち彼の開會ある毎に、必らず先つ上帝を祈念するの勞を取りし所以のものは、却つて此上帝の恩賜を忘れんと欲する爲めならしか、

蓋し上帝の眼中に於ては人々の責任其才智の度と能力の發達とに應して輕重の差あるや疑無しと雖とも然れとも苟も道理を有するときは必ふす多少の責任なき能はす心の自由を失ふ者は即ち瘋癲に外なふす

故に瘋癲と犯罪とは其間に一物有り何そや曰く自由是なり、

夫れ道理有るの人にして罪を犯すは自由の行爲なり處罰を免るゝを得さるものなり其處罰を免るゝ能はさる所以は其人の罪に罪を犯すを以ての故に非ふす其自ら知つて罪を犯すを以てなり、

罪人にして果して病人たるに過きすとせんか吾人は何の權を以て之を處罰するを得何の權を以て之を逮捕するを得るか

入將さに應へて曰はんとす之を醫治するか爲めなりと而るに世の病人の病院に入る者を見るに概ね其自宅に於て療養するを得す又療養するを欲せさる者に非さるは莫し故に今此に盜賊病人なる者ありとせんに看護憲兵之を執へて監獄病院に送致せんと欲せは意ふに其病人は肯て從はす必す之に謂つて曰ふへし多謝

す諸君然れとも我れは吾か家に於て病を療し吾か所要の醫師を聘すへしと此の如くんは醫師は病人を求めんと欲するも竟に得へからさるなり、

嗚呼何そ其れ然らん罪人は病人に非らさるなり故意を以て其邦の法律を犯すの惡人なり宜しく處罰を加ふへきの惡人なり、

彼の惡人獨り其所爲の責任を負ふへきのみ焉んそ社會をして代つて之に當ふしむへけんや、

社會とは何物そや「シンシンナチ」の會議は此理想の物に對して犯罪の責任を負はしめ又放免囚の需要を給足するの義務に當らしめたり、嗚呼彼れ何そ徒らに惡人を先にして善人を後にするや、

此理想の物は近世社會論者の創造して以て特別の權利を授け又特別の義務を負はしめたる者なり而して其位は如何上帝を信する者は之を上帝と人との間に置き上帝を信せさる者は單に之を人の上に置く、

是の物や人及ひ上帝の間に位すると單に人の上に位するとを問はす動もすれは民を虐くるの器となるものなり余は未た天下此理想の物有るを信せさるなり余

の與る所を以てすれは、社會なる語の意義は他無し、即ち吾人の間なる必要の關係にして、吾人は已れの全体を代表する政府の下に立つて生活し各々其權利を行ひ又其義務を盡すものとす、而して其政府の榮枯盛衰は天命に在り各邦相同しき能はさるなり

（未完）

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公にするも有益無害なりと認むるものは其筋の許可を得て本欄に登載す

●現行監獄則講義

小原重哉述

第五條　府縣會議員ハ臨時其府縣所轄ノ監獄ヲ巡見スルコトヲ得

昔は本條にある如く人民にて監獄内を巡視すると云ふことは決してない事でおさりましたか當今の府縣會議員抔は御承知の通此頃改正の刑事法に附きましても處事の塲合によりては或は官吏に等しき公吏と見做す樣になつて居る樣なり是等の人か全く始より公吏とならさるも明治十七年に監獄費か地方稅支辨になりましたるか故に財産の會計法上に就て何程か董意を持つまでになつて居りましつたのは監獄法の進んだのでおさります

第六條　新ニ入監スル者アル時ハ典獄先ヅ令狀又ハ宣告書ヲ査閲シテ之ヲ領シ其領收證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後人監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムルコトヲ得

ス

本條は別に說かすとも分明なりと思へりよりて古き制度を玆に述へん抑〻太古王政の御時には撿非違使の廳より入監する時には其廳より証書を發するまでに爲つて居ります其他は人の身分等に依りて違ふまでもある樣に見へます處政府にて新に入監せしむる者の入監證書の方式は矢張大法令に依りて之を折衷したやうでおさります先日三奉行と云ふまでを申しましたか其三奉行と申しまするは寺社奉行町奉行勘定奉行の三官職でおさります此の三奉行か今日いふ所の裁判官を兼掌して其職も亦裁判所長なりそれに附屬して居る調へ役吟味役與力同心と云ふ役人か下役の法官となつて居るのでおさります其三奉行所には火附盜賊改役所と云ふかおさります其改役所より犯罪人に入牢證文を添へて監獄署に送る其時は鍵役と云ふ役人かありて其証文に記したる人名に對照して入監人を受取それから奉行の目代官たる牢屋見廻りの同心及ひ牢屋掛り同心抔か立ち合ひまして携帶物を悉くと身体とを調へ終りそうして其物品をあつかるの法なりしといふ身体を調ふるときは皆な裸體にして下男と云ふ者をしてすつかりと全身を調へさせたものでおさります此入牢証文は即ち今日の人監証書であります

●練習所寄宿舍内外取締規則　は左の如し

第一條　門衛は嚴重に門所を守衛し又寄宿舍内外を巡警し專ら火の元等の注意を爲すものとす

第二條　門衛は輪番を以て壹人門番所に宿直を爲すものとす但宿直せしものは翌日明け番休息を與ふ

第三條　門衛は晝夜時々寄宿舍の内廊及舍外を巡警し受業生臥床後は其室外に在る火器を篤と取調へ受業生取締に其點撿を受くへし

第四條　門衛は寄宿舍區域内を巡警するに方り若し囚徒か看守等の附添なくして獨歩し或は垣柵を踰越する等凡そ逃脱に關し疑ふへき實況ある時は速に東京集治監看守所に警報し又時宜に依り直ちに捕押へを爲すへし

第五條　門番所に於ては出入の者に注目し猥りに通過を許さゝるものとす故に開門中は片時と雖も話所を離るへからす

第六條　門は日出に開扉し日沒に閉鎖するものとす

第七條　女子は何等の事故情實ありと雖も一切門内に入らしむるをを許さす

第八條　外來商人等總て本所より交付せし鑑札を携帶する者の外は決して門内に入らしむへからす但鑑札は篤と勘査し然る後通過せしむへし

第九條　受業生親戚朋友等の男子にして寄宿舍に入らんとする者あるときは先つ名刺を差出さしめ受業生取締の認可を得豫備の門鑑を渡したる後通門せしめ出門の際該鑑は返納せしむへし

第十條　受業生は門鑑なくして出入するをを得さるの成規たり故に外出者ある時は必す各自より門鑑を受取り外出中門番所に預り置き歸宿の節返付人舍せしむへし

第十一條　外出せし受業生規定の門限に至り若し歸宿せさる者ある時は其姓名を記帳し預りある門鑑は受業生取締に差出し該帳簿に檢印を受くへし

第十二條　前條門鑑を受業生取締へ差出したる後歸りたる者ある時は帳簿に其時刻を記入し翌朝受業生取締の檢印を受くへし

第十三條　受業生事故ありて時間を限り特別外出の認可ありたる時は其時限は受業生取締より門衛に報告あるものとす故に其時限に至り歸らさる者ある時は第十一條若くは第十二條の手續を爲すへし

第十四條　受業生に宛てたる郵便電信等配達ありたる時は之を領受し小使をして受業生へ配付せしむへし

第十五條　門番所に於ては左の所爲を禁す

一飲酒　二危害品及玩弄物を持入る事　三讀書習字を爲す事　四宿直臥牀中に火氣を用ふる事

第十六條　門番所には日誌簿を備へ置き晝夜出入人名其他事故あるときは詳細記入し毎翌朝受業生取締の檢印を受くへし

第十七條　外來人出門に方り若し携帶物あらは送り証明書を檢査し然る後通行せしむへし

通信

●在米正員下田菊太郎氏の通信

拜啓愈々御清榮奉大賀候然は小生事獄事取調方不相變勉強致居候今度御送仕候左の記事は米國中ある中等の位置を占め居る監獄の事柄にして聽き得たる所の儘を記せしものなり又小生の實見したる構造の諸点は他日歸朝の上明細に可申上候或は法律上或は政治上に深く入りたる所は殘念ながら一々精細に御報知申上兼候へとも若し此の記事にして本邦監獄改良に付多少利益する所あれは幸甚の至りに御座候敬具

日本造家學舍々員北米合衆國建築學士曾名譽員　在米正員　下田菊太郎

大日本監獄協會役員各位侍史

追て充分歐米にて取調の上歸朝多少獄事に腦力を費やすを得へき時期を得度熱望致居候也

監獄はコランバス府境域の内外に跨り二十六アークルスの面積を占有す其二十四アークルスは周壁内にあり周壁内は作業場事務所其他合して三十八の區分を成す

周壁は其地面に接する所にして厚さ三尺壁頂は厚さ一尺五寸地盤上二十二尺高く地下に七尺の土臺を有つ此の周壁の材料たる堅固なる石を用ひ壯觀を極む笠石は三尺厚にして三尺幅を有する完全なるものとす又其長さは三千六百五十尺にして其費用は五萬八千弗あり

去年（千八百八十九年）の収入は二十四万五千五百五十九弗七十五錢にして支出は二十三万三百七十七弗二十五錢なれは餘額は一万五千百八十二弗四十錢にして隨分都合好き計算となれり

此の監獄維持改良の方法に付ては五人の評議委員を置く其二人は實地に熟達したる工業家にして他の三人は相應の行政家より選擧するものとす

右評議委員は五ケ年を以て一任期とす州長の意見に依て選定するものなれとも州會の承諾を經ざるを得す然れとも其委員にして不相應の行爲ある場合に於ては州長直ちに免職するの權利を有す委員の出勤日數は一ケ年間に凡そ百日にして其報酬は出勤日日給拾弗なり

罪囚其在獄中獄内規則及び官吏の訓諭を遵奉し殊に罪囚として不似合の行爲なき者は滿期の際に於て當州役所の記号と州長の奥印ある證據書を得て再ひ自由の權利を得るものとす

滿期に至らさる罪囚と雖も行爲端正職業勉勵他囚の龜鑑となるか如き者は其犯罪したる都市にある相應の市人拾人の連署にて當都市の法官の奥印を得州長に請願せらるゝときは免役の証據書を受て自由權利を恢復するを得るあとあるへし

行爲缺くる所なく職業に勵むものなれは在獄の初年は毎一ケ月に五日を減少せらる故に一ケ年に六

十日を減せらるべし又二ケ年目の罪囚は毎月七日宛を減少せらるれ三ケ年目の罪囚は毎月九日宛を減少する等の規則あり

終身罪囚にあらさる者には其職業より儲得したる二割以下に限り典獄に於て取調へ滿期の際總高の四分一を附與するものとす尤も其罪囚の種類職業の精否に依て二割以下の額に差違ありとす

罪囚其在獄中死去する場合に於ては衆庶に廣告の末親類朋友其葬式を請願するにあらされは醫科大學解剖學教授或は州立病院長の檢査陳述書を納めたる後人体解剖研究請願者に下付するものとす

小生參觀したる時は一千五百六十四の現員にて三等に分域せられたり判決を經たる罪囚は始めて中等監に入る而して行爲の如何に依て上等監或は下等監に遷さるゝものとす罪囚若し六ケ月間中等監にありて不都合なきものは上等監に入るを得へし同監に在るものは口髭を許さる又朋友より下着の支給を許さるゝと雖も此服は其規定に依て着用するものとす

囚徒其自室に或は道具を裝置し或は毛氈を敷くを許さる（殖民地にある囚徒の如きは壯觀を極めたる家屋に住居して内外を裝飾したるものあるを見受けたり）

囚徒の友人は一ケ月に一度食料を送るを許さるとも雖も其他は各自同樣の食料とす

通例監内に於て科する罰は暗室に入れ置く事、閉居せしむるあと及び人造の瀧に浴せしむるあと等なり

日刊新聞を讀むは勿論嚴禁なるも毎週新聞にして刑罰上に關する雜錄等を切抜たる上は囚徒之れを讀む事を許さる

囚徒は三食とも食堂に於て食事するあとを得るも規程に依て一室一人を限りたる二ケ所の各室に入れ置かるゝなり

カファイン氏典獄なりし時一の規則を編したりき其規則は總囚徒中罰則を犯したるもの六人のみなる時は食堂に於て食時の際相互に粗暴なふさる談話を許す事とせり此規則大に囚徒の行爲を改良したりと証明せられたり

小生獄内參觀の節二囚徒官吏に導かれ庭内を散歩せしを見受けたり其二囚徒は死刑を受くへきのもなりと元來當監に於ては死刑の際副典獄の支配及び立合を要せすして典獄のみ臨場すと死刑は監獄の周壁内外見の憂なき狹隘なる搆内に於て施行そるを例とす而して法庭に於て判決せられたる當日早朝暗黑なる時分典獄判決書を示す典獄は此の時の報酬として特別に五十弗を給與せらる

其死刑施行の際立合ふ人々は典獄看守警視總監醫師聖教家其罪人の許す三名以下の人其罪人の住居せし都市の新聞社員總代一人及コロンバス府の日々新聞記者にして其他は許されす

典獄は各囚徒に聖書一部宛を授け時日を定めて聖教家をして說教せしむ

州長各局部長國會議員及び典獄の意見にて差支なきものと認められたる人々は臨時獄内各部を參觀するを得るなり

通常人民は二十五錢の切符を得て之れを監獄の看守に渡し縱覽するを得へし看守之れを書記に渡す

囚徒は相互に談話する事を許されす目を以て合圖する事をも禁せらる看守吏等に談話するを得るも職業要用の事にあらされは一切禁するなり

男囚は帽一個、上服一枚、肌着二枚、洋袴一枚及び靴一足を給せふる冬期の間は典獄の勘定に依て單に肌着を增加し又胴着及び靴足袋二足を給與せふるへし

囚徒の所持品は手拭一本、小楊ヶ、齒磨楊子、櫛、寫眞、一寸以下の刃にして鈍き小刀、及び典獄の

許可を得たる書籍に限るへし

囚徒始めて入獄する時は浴湯せしめ着服の上体格試驗を要す而して犯罪意氣の起りたる始末及び當時の氣力を或は問ひ或は察して囚徒たるへき行爲の概畧を敎示し自由權利の恢復の方向を說明し而して後中等監に入れて職業に從事せしむ中等監より上等監に入るへき囚徒は日課の平均点九点を要す其九点は六ヶ月間にて得るものとす勞働三点行狀三点學科三点を以て計算す

囚徒若し典獄の敎示及び獄則に反するの行爲ある時は即ち下等監に遷さる然れとも三月間下等監にありて所爲不都合なき時は典獄の勘定に依て又中等監に入るゝを得へし

囚徒の服制は其上等監にあるもの藍色にして中等監にあるものは鼠色下等監にあるものは太縞の外服なり

典獄は日々獄内各部を巡回し規則に反するなく念々獄風を改良すへき敎示を官吏に與ふるを必要なる事とす殊に每夕歸宅の節は大小の敎示を當番の看守其他に忠告して監獄を安全ならしめ不注意の擧動なからしむへきものとす

典獄は病氣或は他に重大の事故あるにあらさる以上は必ず聖書說敎場に臨席して囚徒道德上に付て觀察をなすを要す

學科は典獄の命令に依て敎員之れを支配し月々進步の報告を典獄に致すを要す

看守其他凡て吏員は宗敎、政治及び他の問題に付て必す非難爭論雜談する等の事なきを要す若し斯る不都合あるときは忽ち退職を命せらるゝものとす　（未完）

●看守精勤證書授與　高知縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

宮地鳩三氏　川窪稱氏　野村秀苗氏　川眞佐氏　濱田政吉氏　森作兵衛氏　飯田有年氏　吉松正

潔氏　渡邊喜代馬氏　室津良兌氏

右　高知縣監獄署報ス

●看守教習　神奈川縣監獄に於ては夙に全縣限り獄事講習所内に看守教習所の特設ありて新拜命の看守を教習するあとは世人の普ねく識る所なるか已に本月十日迄に十回の卒業試驗を擧行し其卒業したる人員は七拾九名の多きに達せり仝卒業諸氏の氏名は時々本雜誌に登載し來りしか今其後の卒業諸氏を掲くれは左の如し

田口時治氏　田所靜造氏　角田源之助氏　下田米藏氏　木野八十六氏　黒岩保敎氏　木村宗吉氏
岩平朗氏　佐々木乙次氏　目黒八助氏　野田久作氏　傳田言照氏　稻見昇氏　濱崎敎春氏

右　正員　松田五百吉報ス　神奈川

寄書

○出獄人保護事業に就て

正員　田代貞固　靜岡

文明流の法律次第に整頓し警察の周到漸く緻密を極むれは惡爲兒行の外形より人事内心の微に至るまて毫も假すなく其罪を責め其人を懲らすは國家治安上當さに然るへきの要にして良民の堵を安んせしむる善し文明國の眞相なりと謂ふへし之れ素より賀すへく喜ふへきの至りなれとも之か爲め國の罪人を增加するの傾きありては卿か遺憾なき能はす近來吾邦犯罪者の漸次增加するは何れの地方も皆同一にして一昨年より二割乃至三割の增加を呈し殊に大阪府堀川監獄の如きは昨年に比し殆んど一倍の多きに達し尙益々增加の傾向あるやに傳承せり抑も如斯增加の勢を呈したるは固より種々

の事情に原因するものにして米價の騰貴も正に一原因として見るへきものなりと雖とも世間數多の貧民は去年も今年も其生活の困難なる敢て異る所あるへからす或は一時の危急に逼り圖らす罪を犯したるものありとするも之れ實に僅少の數にして事の近因と言はさるを得す吾輩の所見を以てすれは彼の出獄者を保護して再犯に陷らしめさるの用意則ち出獄者保護事業の發達せさるに因るものにして取りも直さす再犯者の增加にありと言はんとす

抑も一旦犯罪者となりて出獄したるものは已に社會公衆の信用を失したるを以て其事情の何たるを問はす一般世人の嫌惡するは素より人情の常にして親戚知已も彈指して之を嫌惡するに至るは誠に止むを得さる次第なりと雖とも之を保護して正當の職業に就かしめ以て再犯を豫防するは亦文明國の一大事業なるを以て吾輩の最も重んすへき義務なりと言はさるへからす彼の文明流の法律を整頓し警察の周到を希望するは畢竟吾人の生命財産を安全ならしむるの目的に外ならす然るに一方の出獄者を厭惡して之を豫防するの用意なきは所謂自家撞着の甚しきものと言はさるを得す況んや出獄者を保護するは啻に國家の安寧を維持するのみならす吾人同胞の情義に於ても亦最大要務なるに於てをや之を要するに一國の治安を維持するには彼の金科玉條の法文警察の周到素より其要ありと雖とも前に述へし如く再犯者を豫防するの策を施さゝるに於ては恰も雙輪の一を欠くの類にして事態の宜しきを得たるものにあらさるなり

近來監獄改良論者の輩出して頻々治獄の要を講するものありと雖とも出獄者を保護するの事業に至ては未た世人の頓着せさるものゝ如し余輩は敢て言を好むにあらされとも斯の事業の爲め否國の治安の爲め左に本縣出獄人保護事業の成績を披陳し聊か江湖有志の士に告けんとす吾輩の微志なり抑も本縣出獄人保護會社の設立は明治二十年三月にして爾來保護を與へしもの實に六十餘人の多き

寄書　出獄人保護事業に就て

（四八）

に及へり而して被護者中社則に違背し將來改善の見込なきに依り保護を解きもは僅かに三人にして正當の職業を得て全く自活を得るに至りたるもの三十餘人の多きに至れり就中其最も著しき好結果を得たるは沼津地方に於て保護を與へし一人なり最初之を保護せし時は沼津町或旅店の傭人となしたりしか能く勞動に堪ふるを以て傭主の信用は勿論一般世人の信用を得たるも未た若年なるか故尚充分の行爲を試みんと故らに沼津在る村の工場の職工となしたりしか其勞動前日に異ならす益々改悛の實効あるを以て頓に地方人民の賞賛する所となり遂に同村某なるもの養子に貰受けたしと懇望せしか素より某氏は同村中相應の財產家なるを以て身分不相應の緣談なれは將來情好を久しきに保ち得るや否の点に於て聊か危疑する所あるを以て一旦は之を拒辭したりしか先方より再三の懇望に由り遂に結婚を爲さしめたり爾來益々勉勵刻苦毫も懈怠の色なく養父に事へて孝順舉族和睦琴瑟啻ならさるを以て養母は勿論親戚隣佑の信用を得今日に於ては園村の賞嘆する所となれり元來此者は竊盜三犯のものなるを以て出獄の當時之を其儘に放任せは惡奸益々增長して如何なる兒漢の群に入るやも未た知るへからす然るに如斯好結果を見るに至りたるは畢竟斯の事業の効力と云はさるへからす且目下保護中の二十餘人も着實勉勵能く勞働に堪ふるを以て將來自活の望あるものと認めたり斯く好成績を目擊する縣下十餘万の社員は益々斯の事業の有益あるを覺り一層之を擴張せんと盡力するもの甚た多し亦以て再犯者を豫防するは國家の良策たるを證するに足らん

本會記事

●寄贈洋籍　今回在米正員下田菊太郎氏より米國カリホルニヤ州典獄會議報告（千八百八十四年よ

り千八百九十年に至る）六冊該會議規則一冊及び千八百八十七年の出版に係るカリホルニヤ監獄學研究委員著監獄學一冊を寄せらる孰れも有益の書なり殊に監獄學の如きは頁數二百四十四頁にして總論、感化院、貧兒救育、不定期刑理論、刑期論、出獄人保護、出獄人監視、監獄官吏、警察監視囚徒作業、地方及び中央獄囚犯罪の原因、立法上の改正等凡て二十二章に分ち斬新の議論少なからす追て本誌に譯載し氏の厚意を空ふせさるあとを勉むへし

●維持會員死去　本會維持會員神奈川縣八王子監獄支署長植田卓爾君は急病にて去る十一月廿三日死去せらるる監獄官中此一老練家を失ふ寔惜に堪へす

●監獄官の任免異動

降　屋　顯　君　兵庫縣看守長　吉　田　清　直　君
神奈川縣監獄醫に任せらる　依願本官を免せらる
月俸拾貳圓給與せらる　富山縣看守長　柴　村　敬　直　君
兵庫縣看守　上　村　徹　君　任栃木縣看守長叙判任官五等、上級俸を給與せらる
兵庫縣屬　吉　田　清　直　君　栃木縣監獄書記兼看守長　山　内　種　樹　君
任兵庫縣看守長叙判任官六等下級俸給を與せらる　兼官を免せらる
兵庫縣看守長　上　村　徹　君　栃木縣看守長　三　浦　貫　君
姫路監獄支署在勤を命せらる　任栃木縣監獄書記叙判任官六等上級俸を給與

せらる

栃木縣警部監獄書記兼看守長　永鳩小三郎君

免栃木縣警部兼監獄書記專任看守長叙判任官六等、上級俸を給與せらる

栃木縣書記兼看守副長　海老澤義彰君

任栃木縣監獄書記叙判任官六等下級俸を給與せらる

非職栃木縣看守副長　福田勝次君

任栃木縣看守長叙判任官六等、下給俸を給與せらる

佐川環君

菅井虎之助君

島根縣監獄署教誨師を命せらる

間島賀集君

島根縣濱田監獄支署教誨師を命せらる

谷了就君

島根縣西鄉監獄支署教誨師を命せらる

三好壽三郎君

栃木縣看守　越路代次郎君

任栃木縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

大坂府看守長　村瀨愼吾君

兼大阪府監獄書記に任せらる

大阪府監獄書記兼監獄看守長　永田直之丞君

監獄署監守課長を命せらる

大坂府看守長　村瀨愼吾君

大阪府堺監獄支署長を命せらる

清水五郎官

任大阪府看守長叙判任官六等下級俸を給與せらる

●寄贈

明治二十二年群馬縣監獄統計表　一冊

明治二十二年富山縣監獄統計表　一冊

明治二十二年三重縣監獄統計表　一冊

島根縣西鄉監獄支署監獄醫を命せらる

非職滋賀縣屬　佐藤久恒君

任島根縣監獄書記兼屬叙判任官五等上級俸給與監獄署會計課同工業課內務部第四課縣稅掛勤務を命せらる

山本清藏君

富村金次郎君

永田良治君

島根縣濱田監獄支署監獄醫を命せらる

栃木縣々立宇都宮病院醫員　井上虎九君

仝　淺野虎三郎君

仝　青木等君

栃木縣監獄醫に任せらる

相馬辰之助君

齋藤吉英君

栃木縣監獄教誨師に任せらる

栃木縣警部　小倉武夫君

栃木縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

三好弘見君

任大阪府看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

島根縣警部書記　小畑太惣君

非職を命せらる

島根縣看守長　淀山安邦君

依願本官を免せらる

松江病院長兼縣立松江病院長兼縣立病院醫員　山崎幹君

松江病院醫員　奥田邦孝君

松江病院醫員　曾田素十郎君

松江病院委員　植村時藏君

島根縣監獄醫兼務を命せらる

群馬縣監獄署

富山縣監獄署

三重縣監獄署

明治二十二年德島縣監獄統計表　一冊　德島縣監獄署
明治二十二年岐阜縣監獄統計書　一冊　岐阜縣監獄署
明治二十二年秋田縣監獄統計表　一冊　秋田縣監獄署
山口縣監獄第六回年報（自明治廿二年一月至仝十二月）　一冊　山口縣監獄署
明治二十二年奈良縣監獄統計表　一冊　奈良縣監獄署

○會　告

一會費四ケ月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必す東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割增とす

一本年九月以前に拂込まれたる會費にして九月以後に殘りたる額は維持會員諸君は月五十錢正員諸君は月七錢の割を以て計算し九月以後の分として領收す

大日本監獄協會細則

第一條　雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ
實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ揭載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スヲ正則トス

第二條　總裁　一人
推戴員中ヨリ推薦ス
會長　一人
名譽會員中ヨリ撰擧ス
副會長　一人
名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務局長　一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
調查局長　一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
主幹　二人
維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務委員　二人
調查委員　二人
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス
議員
典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理
公撰議員　十人
在東京維持會員中ヨリ撰擧ス
特別調查委員
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　會計ニ關スル事
二　庶務ニ關スル事
三　記錄ニ關スル事
調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二　海外通信
三　諸起案
四　調查書類ノ記錄
五　統計ニ關スル事
六　特別調查委員ニ關スル事
七　集會ニ關スル事
八　衞生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調查委員
庶務委員ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノトス
一人　庶務及ヒ會計主任
一人　記錄主任
一人　編輯主任
一人　海外通信主任
議員
會長ノ諮問ニ應スルモノトス
特別調查委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調查スルモノトス

第四條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則幷ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第五條　會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正

會告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せさる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿三年十二月二十四日印刷
明治廿三年十二月二十五日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尙
印刷人　東京本所區外手町十一番地寄留　寺井宗平
發行所　東京牛込區北町拾五番地　大日本監獄協會事務所

（遞信省認可）
（東京兼本活版所印行）